

再任用教育職員（教諭等）選考審査における留意事項について

1. 対象者について

条件に該当すれば□に
チェックを入れてください。
※いずれか1つに該当す
れば、対象者となります。



① 暫定再任用教育職員（教諭等）選考審査【フル・短】

- (1) 生年月日が昭和36年4月2日から昭和39年4月1日までの者で、定年退職した者（令和7年度末：62歳～64歳） ☐
- (2) 現在暫定再任用中、又は、定年前再任用短時間勤務任期満了の者（令和7年度末：62歳～64歳） ☐
- (3) 【要確認】徳島県公立学校の教育職員として25年以上勤続した後、令和3年4月1日以後に退職し、現在講師・他職・在家等の者
 - ・生年月日が昭和36年4月2日から昭和39年4月1日までの者（令和7年度末：62歳～64歳） ☐
 - ・生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者のうち、令和5年3月31日までに退職した者（令和7年度末：60歳～61歳） ☐

② 定年前再任用短時間勤務教育職員（教諭等）選考審査【短】

- (1) 生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者で、令和8年3月31日付で退職予定の者 ☐
 - (2) 生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者で、60歳に達した日以後に退職した者 ☐
- ※令和7年度、定年前再任用短時間勤務をしている方へは勤務形態等に関する意思確認を行います。

2. 再任用期間について

① 暫定再任用教育職員（教諭等）選考審査【フル・短】

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間）

② 定年前再任用短時間勤務教育職員（教諭等）選考審査【短】

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日（令和7年度末に61歳の者）
- 令和8年4月1日から令和11年3月31日（令和7年度末に60歳の者）

3. 申込受付期間について

- ・令和7年11月7日（金）から令和7年11月21日（金）



ベテラン教員の皆様方の力と経験が必要です。積極的にお申し込みください。